



核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会規約

2018年5月29日 第8回理事会承認

(目的)

第1条 本規約は、組織規程（0103）第6条ならびに連絡会規程（1003）に基づき設置する核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会の組織・運営について定めることを目的とする。核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会（以下、「連絡会」という）は、核不拡散・保障措置・核セキュリティについての情報交換促進および原子力関係者の核不拡散等に対する認識を高め、今後の人材育成に資することを目的とし、設置する。

(運営)

第2条 連絡会は、その運営および主要な事業について、部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

(事業)

第3条 連絡会は、その目的に基づき、以下の事業をおこなう。事業をおこなうにあたっては電子媒体による連絡を活用し、会員の利便を図る。

- (1) 研究会、セミナー、講演会等を適宜開催する。
- (2) 連絡会の活動に関連する他部会、連絡会、研究専門委員会、特別専門委員会等の活動を積極的に支援する。
- (3) 連絡会にかかわる国内外の関連学協会、諸機関との交流を推進し、必要に応じて国際シンポジウム、ワークショップ研究会等を共催する。
- (4) そのほか適切な事業を随時、実施する。

2 事業を実施するにあたっては、部会等運営委員会、学会事務局等と適宜協議する。

(会員資格)

第4条 日本原子力学会（以下、「本会」という）会員で第1条の目的に賛同する者は連絡会員となる資格を有する。

(入会と連絡会費)

第5条 連絡会に参加を希望する会員は、学会事務局に所定の手続きをおこなうとともに、会員管理規約（0000-06）にしたがって連絡会費を納入する。なお、退会の際には、その旨を学会事務局に通知する。

(運営組織)

第6条 連絡会の運営等は、以下の各号にしたがう。

- (1) 連絡会全体会議によって連絡会長および運営委員を選出する。
- (2) 運営委員により構成される運営小委員会を設置する。
- (3) 連絡会長が運営小委員会委員長を兼ねるものとする。
- (4) 連絡会の運営は、運営小委員会が中心となっておこなう。
- (5) 運営小委員会の任期は原則として 2 年とし、構成等詳細については別に定める。

第 7 条 組織運営のため、運営小委員会の他に、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会の委員は、本会会員でなければならない。
- 3 各委員は、連絡会長が委嘱し、その状況を必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

(連絡会全体会議)

第 8 条 連絡会全体会議を年 1 回以上開催し、次の事項を審議し、その他の審議内容は別に定める。

- (1) 活動計画および予算
- (2) 活動報告および決算
- (3) 運営体制
- (4) その他、重要な事項

- 2 連絡会全体会議は連絡会長が招集し、その会の議長となる。

(運営費)

第 9 条 運営費は、連絡会費をもって、運営することを基本とする。

第 10 条 運営費の予算、決算については、連絡会全体会議で審議し、部会等運営委員会および理事会の承認を得る。

(改定)

第 11 条 本規約の改定は、核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会運営小委員会が起案し、核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会全体会議の承認を得たのち、部会等運営委員会および理事会に報告するものとする。

(下部規則)

第 12 条 本規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会が別に定める。

附則

- 1 平成 22 年 10 月 1 日 第 512 回理事会制定、同日施行
- 2 改定履歴
 - ① 2018 年 3 月 27 日 平成 29 年度第 2 回核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会全体会議承認、2018 年 4 月 17 日 部会等運営委員会メール報告、2018 年 5 月 29 日 第 8 回理事会承認

附則

- 1 2018 年 5 月 29 日承認の規約は、理事会承認の日から施行する。